

TRiNiTy HAIR DESIGN 行動計画

社員の働き方を見直し、社員全員が働きやすい環境をつくることで、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日 ～ 令和6年9月30日 までの2年間

2. 内容

＜当社の課題＞ 育児と仕事の両立がしやすい環境づくり

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

《対策》

●令和4年10月1日～

改正育児・介護休業法の内容を確認し、自社での運用について問題点等あれば改善につとめる。

また、管理職研修を行う。

●令和5年1月1日～

従業員へ周知を行う。

目標2：対象従業員の要望に応じて対応をおこなう。

《対策》

●令和4年10月1日～

社員のニーズの把握、検討開始。

●令和5年4月1日～

要望に応じ、制度を構築、実施をする。